

第62号議案

春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「もって」を削る。

第3条第4項及び第5項を削る。

第4条第1項中「療養に関する」を「医療に関する」に、「当該療養」を「当該医療」に改め、「の額(以下「医療費」という。)」を削り、「当該医療費」を「当該医療に要する費用」に、「は含まない」を「に相当する額を除く」に改め、同項第2号中「規定するもの」を「掲げる場合」に改め、同条第2項中「診療は、」の次に「それぞれ」を、「医療機関」の次に「における診療」を加え、同条第3項中「医療費」を「医療に要する費用」に改める。

第5条の見出しを「(受給資格の認定等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)がひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる期間は、規則で定める。

第6条第1項中「前条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)」を「受給資格者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。